

## 障害者優先調達推進法に基づく平成 27 年度調達方針の策定について

平成 27 年 5 月 12 日  
健康福祉部障がい福祉課

### 1 これまでの取組状況

平成 25 年度から施行された障害者優先調達推進法に基づき、県では、平成 25 年 8 月に調達方針を策定し、障害者就労施設等への優先的な調達に全庁的に取り組んできました。

その結果、平成 25 年度の調達実績は、調達目標 50,700 千円（障害者就労施設等：12,700 千円、障がい者雇用促進企業 38,000 千円）を上回る 78,189 千円（障害者就労施設等：30,586 千円、障がい者雇用促進企業：47,603 千円）となりました。

また、平成 26 年度の調達実績についても、調達目標 54,200 千円（障害者就労施設等：20,300 千円、障がい者雇用促進企業等：33,900 千円）を上回る見込みとなっています。

### 2 平成 27 年度調達方針

平成 27 年度の調達目標については、平成 27 年度予算を踏まえて全所属で検討した調達目標を参考にして、58,000 千円以上とします。（内訳別紙）

### 3 今後のスケジュール

- ・平成 27 年 5 月 12 日 県障がい者支援施策総合推進会議にて調達方針決定
- ・平成 27 年 5 月～ 平成 27 年度調達方針に基づく優先調達の推進
- ・平成 27 年 6 月 平成 26 年度調達実績の公表